

# 石川県公報

令和4年9月30日

第13545号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等 (デジタル推進課)	1
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	1
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 (同)	2
○令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群)の一部変更 (水産課)	2
公 告	
○石川県規則第29号の公布公告 (行政経営課)	3
○大規模小売店舗の廃止の届出の公告 (経営支援課)	3
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	3
○令和4年度前期技能検定合格者公告 (労働企画課)	5
○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課)	12
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	13
○公共測量実施公告 (監理課)	13
○公共測量終了公告 (同)	13
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	13
教育委員会	
○県指定有形文化財の指定の解除	14
公安委員会	
○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	14

## 告 示

### 石川県告示第374号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
県庁舎無線LAN機器 一式 借上
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部デジタル推進課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和4年7月21日
- 落札者の名称及び所在地  
NTT・TCリース株式会社北陸支店  
金沢市本町2丁目15番1号
- 落札金額  
191,279,880円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年6月10日

### 石川県告示第375号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指

定した。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
眼科	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	塩谷 聡美	令和4年9月16日
内科	小松ソフィア病院	小松市沖町478番地	北原 征明	〃
〃	特定医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	丹澤 理恵	〃
耳鼻咽喉科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	川上 理	〃
〃	〃	〃	岡野恵一郎	〃
〃	〃	〃	高岡 勇稀	〃
小児外科	〃	〃	桑原 強	〃
内科	公立穴水総合病院	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地	山崎 恵大	〃

### 石川県告示第376号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
産婦人科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36番地	松寺 直樹	令和4年8月31日
整形外科	医療法人社団芙蓉会 ニツ屋病院	かほく市ニツ屋ソ72番地	佐々木雅仁	令和4年5月31日
眼科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	河上 裕	令和4年6月30日
耳鼻咽喉科	〃	〃	鈴鹿 有子	〃
〃	〃	〃	山下 公一	〃
腎臓内科	〃	〃	友杉 直久	〃
整形外科	公立宇出津総合病院	鳳珠郡能登町字宇出津タ字97番地	中川慎太郎	令和4年9月1日

### 石川県告示第377号

令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群)(令和3年石川県告示第494号)の一部を令和4年9月16日に次のとおり変更したので公表する。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

変 更 後	変 更 前												
まいわし対馬暖流系群	まいわし対馬暖流系群												
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 18,100トン	1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 21,100トン												
2 知事管理区分に配分する数量	2 知事管理区分に配分する数量												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県中型まき網漁業</td> <td>4,300トン</td> </tr> <tr> <td>石川県その他漁業(定置漁業等)</td> <td>12,000トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県中型まき網漁業	4,300トン	石川県その他漁業(定置漁業等)	12,000トン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県中型まき網漁業</td> <td>4,300トン</td> </tr> <tr> <td>石川県その他漁業(定置漁業等)</td> <td>12,000トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県中型まき網漁業	4,300トン	石川県その他漁業(定置漁業等)	12,000トン
知事管理区分	配分数量												
石川県中型まき網漁業	4,300トン												
石川県その他漁業(定置漁業等)	12,000トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県中型まき網漁業	4,300トン												
石川県その他漁業(定置漁業等)	12,000トン												

## 公 告

## 石川県規則第29号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月二十日

石川県知事 馳 浩

## 石川県規則第二十九号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和二十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項の表企画課の項中「エネルギー対策室」の下に「G7教育大臣会合推進室」を加える。

第六条の二第三項の表エネルギー対策室の項の次に次のように加える。

G7教育大臣会合推進室	第一項の表企画課の項第一号に掲げる事務のうち、G7広島サミットに伴う教育関係関係会合に関する事。
-------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を廃止する旨の届出があった。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンシャイン近岡  
金沢市近岡町294-2 ほか7筆
- 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
3,995平方メートル
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
739平方メートル
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和4年9月22日
- 変更する理由  
ゲンキー金沢近岡店が移転し、現店舗の建物を解体するため

## 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アルビス明倫通り店  
野々市市堀内4丁目91番地 ほか

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和4年5月13日

## 3 市町の意見の概要

市町名 野々市市  
意見の概要 意見なし

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和4年9月30日から同年10月30日まで

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢大河端西複合施設  
金沢市大河端西二丁目31 ほか16筆

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和4年5月13日

## 3 市町の意見の概要

市町名 金沢市  
意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和4年9月30日から同年10月30日まで

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテパーク金沢店  
金沢市西泉4丁目15-1 ほか

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和4年5月13日

## 3 市町の意見の概要

市町名 金沢市  
意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和4年9月30日から同年10月30日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール新小松  
小松市清六町315番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和4年5月13日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市

意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

- ・荷さばき作業従事者や来店車両に対してはライト照明向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発に努めるなど、従来に増して作業員への騒音防止意識の徹底に留意すること。
- ・当該地域における騒音規制法、振動規制法は以下のとおり指定されているため、特定施設の設置や特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、必要な届出や規制基準を遵守すること。また、特定施設作業の有無に関わらず、良好な生活環境を確保するため、近隣住居等へ騒音が発生しないように配慮すること。

騒音規制法：第3種区域

振動規制法：第2種区域（A）

(2) 廃棄物にかかる事項等

- ・店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を提出すること。また、廃棄物の散乱及び悪臭発生防止を徹底するため、十分な保管施設の確保に努めるとともに、運搬及び処理においても適正な対応に努めること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年9月30日から同年10月30日まで

令和4年度前期技能検定合格者公告

令和4年度前期技能検定に合格した者は、次のとおりである。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

(1級)

造園

造園工事作業

A甲0001 C0001 C0002

鑄造

非鉄金属鑄物鑄造作業

A甲0002 B0001 C0001 C0003

金属熱処理

一般熱処理作業

A甲0001 A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009  
 A甲0010 A甲0011 A甲0013 A甲0014 A甲0016 A甲0018  
 A甲0019 B0001 B0002 C0001 C0002 C0003  
 C0004 C0005 C0006

浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業

A甲0001 A甲0004 C0001 C0002 C0003

## 高周波・炎熱処理作業

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0008 C0001 C0002  
C0003 C0004 C0005 C0006

## 機械加工

## 普通旋盤作業

A甲0003 A甲0004 A甲0005 B0001 C0001 C0002

## 数値制御旋盤作業

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0010  
A甲0011 A甲0014 A甲0016 A甲0018 A甲0019 A甲0020  
B0001 B0002 B0003 C0001 C0002 C0003  
C0004 C0005 D0001 D0002

## 数値制御フライス盤作業

A甲0001 C0002

## 円筒研削盤作業

A甲0001

## マシニングセンタ作業

A甲0004 A甲0007 A甲0008 A甲0014 A甲0017 A甲0018  
A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0023 A甲0024 A甲0025  
A甲0026 A甲0027 A甲0028 A甲0029 A甲0030 A甲0031  
A甲0032 A甲0034 A甲0035 A甲0036 A甲0037 A甲0038  
A甲0039 A甲0041 B0002 C0001 C0003 C0004  
C0005 C0007 C0008 C0009 C0010 C0011  
C0012 C0013 C0014 C0015 C0016 C0017  
C0018 C0020 C0021 C0022

## 放電加工

## ワイヤ放電加工作業

A甲0001 A甲0002 B0001

## 鉄工

## 構造物鉄工作業

A甲0006 B0001 C0004 C0007 C0008 C0009  
C0016

## 建築板金

## 内外装板金作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 C0001 C0002  
C0005 C0006

## ダクト板金作業

A甲0001 A甲0002 B0001

## めっき

## 電気めっき作業

C0001 C0002

## 仕上げ

## 機械組立仕上げ作業

A甲0001 A甲0003 A甲0007 A甲0009 A甲0011 A甲0012  
A甲0014 A甲0019 C0002 C0004 C0006

## 機械検査

## 機械検査作業

D0001

## 電子機器組立て

## 電子機器組立て作業

A甲0001 A甲0002 C0003 D0001

## 電気機器組立て

## 配電盤・制御盤組立て作業

A甲0006 A甲0007 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012  
B0001 B0003 C0002

## 鉄道車両製造・整備

## 電気装作業

A甲0002

## 建設機械整備

## 建設機械整備作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0006 A甲0008 A甲0016  
A甲0017 A甲0018 A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0024  
A甲0025 A甲0027 A甲0033 A甲0034 A甲0035 A甲0038  
A甲0039 A甲0044 A甲0045 B0001 B0002 B0004  
B0007 B0008 C0002 C0003 C0005 C0006

## 家具製作

## 家具手加工作業

A甲0002 A甲0003

## 建具製作

## 木製建具手加工作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003

## 印刷

## オフセット印刷作業

C0002 C0003

## とび

## とび作業

A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0009 A甲0010 A甲0017  
C0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0006  
C0007 C0008 C0009 C0012 C0013 C0014  
C0017 C0018

## 左官

## 左官作業

A甲0001 A甲0002 B0001 C0001 C0003

## タイル張り

## タイル張り作業

A甲0001 A甲0002 C0001

## 鉄筋施工

## 鉄筋施工図作成作業

D0001

## 防水施工

## ウレタンゴム系塗膜防水工事作業

C0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0006  
C0007 C0009 D0001

## シーリング防水工事作業

A甲0011 C0002 C0004 C0007

## 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業

C0001	C0002	C0003	C0004	C0005	C0006
C0007	C0008	C0009	C0010		

## FRP防水工事作業

C0001

## 内装仕上げ施工

## プラスチック系床仕上げ工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 C0001

## 鋼製下地工事作業

A甲0002 A甲0003 A甲0004 B0001 C0001 C0002  
C0003 C0004

## ボード仕上げ工事作業

B0001 B0002 C0001

## 熱絶縁施工

## 保温保冷工事作業

A甲0001 A甲0003 A甲0006

## 表装

## 壁装作業

A甲0001 A甲0002 A甲0005 C0001 C0003 C0004  
C0005

## 塗装

## 建築塗装作業

A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0009 A甲0017  
A甲0019 A甲0024 B0001 B0002 B0003 C0001  
C0002 C0003 C0004 C0006 C0007

## 金属塗装作業

A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0010 A甲0013 C0001  
C0002 C0004 C0005 C0006 C0007 C0008

## 噴霧塗装作業

A甲0003 A甲0007 C0001 C0002 C0003 C0004  
C0005 C0006 C0007 C0008 C0012

## フラワー装飾

## フラワー装飾作業

A甲0002 A甲0004

(単一等級)

## 路面標示施工

## 溶融ペイントハンドマーカール工事作業

B0001 B0002 B0004

## 産業洗浄

## 高压洗浄作業

A甲0002 A甲0003 A甲0004 C0001

(2級)

## 造園

## 造園工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007  
B0001 C0002

## 鑄造

## 非鉄金属鑄物鑄造作業

A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 B0001



C0001

金属熱処理

一般熱処理作業

A甲0001	A甲0003	A甲0005	A甲0006	A甲0009	A甲0010
A甲0011	A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0018	A甲0019
A甲0023	A甲0024	A甲0025	A甲0030	A甲0031	A甲0032
A甲0034	A甲0035	A甲0036	A甲0037	A甲0038	A甲0041
A甲0042	A甲0044	B0001	B0002	C0003	C0005

浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業

A甲0001	A甲0002	C0001
--------	--------	-------

高周波・炎熱処理作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0006	A甲0007	A甲0008
A甲0009	A甲0014	A甲0015	A甲0017	A甲0018	A甲0020
C0002	C0003				

機械加工

普通旋盤作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0007	A甲0008
A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0016	A甲0017	A甲0018
A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0023	A甲0024
A甲0025	A甲0026	A甲0027	C0002	C0003	C0004
D0001	D0002	D0003	D0004	D0005	D0006
D0007	D0008				

数値制御旋盤作業

A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0016	A甲0017	A甲0018
A甲0021	B0001	B0002	B0003	C0002	C0005
C0006	D0001	D0002	D0003	D0004	D0005
D0006	D0007				

フライス盤作業

C0001

数値制御フライス盤作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	C0001
--------	--------	--------	-------

円筒研削盤作業

C0001

心無し研削盤作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	B0001	C0001
--------	--------	--------	-------	-------

ホブ盤作業

A甲0001

マシニングセンタ作業

A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0008	A甲0009	A甲0012
A甲0022	A甲0023	A甲0024	A甲0026	A甲0028	B0001
B0002	B0003	C0001	C0002	C0003	C0004
C0005	C0006	C0008	C0012	C0013	C0015
C0016	C0017	C0018	C0019	C0020	C0021
C0022	C0024	C0027			

放電加工

ワイヤ放電加工作業

A甲0001	A甲0002
--------	--------

金属プレス加工

## 金属プレス作業

A甲0001 C0001

## 鉄工

## 構造物鉄工作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0008 A甲0010  
C0001 C0003 C0004 C0005 C0006

## 建築板金

## 内外装板金作業

C0004 C0005 C0006 C0007

## ダクト板金作業

A甲0001 A甲0002

## めっき

## 電気めっき作業

A甲0001 A甲0002 C0001 C0003 C0004 C0006  
C0007

## 仕上げ

## 機械組立仕上げ作業

A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0009 A甲0010  
A甲0011 A甲0012 B0001 B0003 B0004 B0005  
C0001 C0002 C0007 C0008 C0011 C0013

## 切削工具研削

## 工作機械用切削工具研削作業

A甲0001

## 電子機器組立て

## 電子機器組立て作業

A甲0006

## 電気機器組立て

## 配電盤・制御盤組立て作業

A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013  
A甲0014 A甲0018 A甲0019 B0001 B0002 C0004  
C0005 C0006 C0009 C0010 C0011 C0014  
C0016

## 鉄道車両製造・整備

## 配管ぎ装作業

C0001

## 電気ぎ装作業

A甲0001 A甲0003 A甲0005 A甲0006 C0001

## 建設機械整備

## 建設機械整備作業

A甲0001 A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0009  
A甲0010 A甲0011 A甲0013 A甲0015 A甲0016 A甲0017  
A甲0018 A甲0019 A甲0022 A甲0023 A甲0024 A甲0025  
A甲0028 A甲0029 A甲0030 A甲0031 A甲0033 A甲0034  
A甲0035 A甲0036 A甲0037 A甲0038 A甲0040 A甲0042  
A甲0043 A甲0044 A甲0045 A甲0047 B0005 C0001  
C0002 C0003 C0004 C0005 C0006 C0007  
C0008 C0009

## 家具製作

家具手加工作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2

プラスチック成形

射出成形作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 3 C 0 0 0 3

強化プラスチック成形

手積み積層成形作業

A 甲 0 0 0 1 B 0 0 0 1

酒造

清酒製作用業

A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6

とび

とび作業

A 甲 0 0 0 2

左官

左官作業

C 0 0 0 1 C 0 0 0 5

タイル張り

タイル張り作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 C 0 0 0 1 C 0 0 0 2 C 0 0 0 3 C 0 0 0 4  
C 0 0 0 5 C 0 0 0 6

配管

建築配管作業

D 0 0 0 1

防水施工

シーリング防水工事作業

A 甲 0 0 0 2 C 0 0 0 1

FRP 防水工事作業

C 0 0 0 1

内装仕上げ施工

プラスチック系床仕上げ工事作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2

ボード仕上げ工事作業

A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 7 A 甲 0 0 0 8 C 0 0 0 1

熱絶縁施工

保温保冷工事作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 B 0 0 0 1 B 0 0 0 2  
B 0 0 0 3 C 0 0 0 2 C 0 0 0 3

表装

壁装作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 C 0 0 0 1

塗装

建築塗装作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 7  
A 甲 0 0 0 8 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 0 A 甲 0 0 1 1 A 甲 0 0 1 2 A 甲 0 0 1 4  
C 0 0 0 1

金属塗装作業

A 甲 0 0 0 6 A 甲 0 0 0 7 A 甲 0 0 0 9 C 0 0 0 1

## 噴霧塗装作業

A甲0002 A甲0003 A甲0010 A甲0012 A甲0013 B0001  
B0002 C0002

## フラワー装飾

## フラワー装飾作業

A甲0001

(3級)

## 金属熱処理

## 一般熱処理作業

C0001

## 農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
濱田 勉	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸973番地
八十田 俊久	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸864番地ほか40筆
細井 祥平	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸東118番地ほか5筆
細川 儀信	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸819番地ほか1筆
宮田 直樹	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸東101番地ほか3筆
中村 勉	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸507番地ほか6筆
丹後 諒介	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸東173番地ほか3筆
成田 正雄	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸東99番地ほか5筆
木島 幸一	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸915番地ほか1筆
中山 忠	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭子58番地ほか34筆
農事組合法人 ししず	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭西52-1ほか606筆
濱野 眞守	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭辰42番地ほか8筆
樋敷 忠久	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭辰4番地ほか6筆
向山 明	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭ソ25番地ほか2筆
蟹屋敷 政和	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭巳52番地ほか5筆
町居 隆	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭ル58番地ほか10筆
濱野 英明	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭辰11番地ほか15筆
三山 克志	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町草木草19番地ほか2筆
高島 健一	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町草木日7番地ほか5筆
株式会社 ゆめうらら	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町草木日29-4ほか9筆
安地 博	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町草木日54-3
小林 俊樹	金沢市	かほく市大崎6字241番ほか7筆
株式会社 北ファーム	金沢市	金沢市田中町に10番1ほか10筆
平内 義博	羽咋市	羽咋市酒井町東32番地
有限会社 グリーン・ハート	羽咋市	羽咋市酒井町東33番地

## 2 認可年月日

令和4年9月30日

## 県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和4年10月3日から同年11月1日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (機構関連型)	末坂地区	換地計画書の写し	石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課

## 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (基準点測量、水準測量、路線測量)	令和4年9月20日から 令和5年1月31日まで	珠洲市宝立町春日野 地内
公共測量 (基準点測量、水準測量)	令和4年9月20日から 令和5年3月31日まで	珠洲市三崎町本 地内

## 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (基準点測量、路線測量、水準測量)	令和4年6月27日から 同年8月31日まで	加賀市動橋町
公共測量 (基準点測量)	令和4年7月11日から 同年8月31日まで	加賀市山代温泉 地内

## 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字太田ほ349番4	幅員 6.00m 延長 37.54m	金沢市高尾台2丁目1番地 株式会社ヒールリンク	令和4年9月15日

## 教育委員会

## 石川県教育委員会告示第14号

石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第5条第3項の規定により、令和4年9月20日付けで次の県指定有形文化財の指定が解除された。

令和4年9月30日

石川県教育委員会

有形文化財

種別	名称	員数	県指定年月日
建造物	中谷家住宅附屋敷構え	1棟	昭和61年3月22日

## 公安委員会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

石川県公安委員会

## 石川県公安委員会規則第六号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第七から別記様式第七の三まで、別記様式第七の五及び別記様式第七の六中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の石川県道路交通法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。